

別表 1

事業タイプ	事業対象者	事業要件
法人化タイプ	農業経営の法人化に取り組む者	令和4年度に法人になっていること。または、令和5年度内に法人となることが確実と見込まれること
	法人継承のため代表を10歳以上若く、かつ63歳未満の者に代表を継承する集落営農法人	令和5年度内に、現在の代表よりも5歳以上若く且つ65歳未満の者に代表を継承することが確実と見込まれること
雇用拡大タイプ	雇用の拡大(※1)に取り組む農業法人	令和4年度に雇用の拡大を行った。または令和5年度内に雇用の拡大を行うことが確実と見込まれること
	後継者(農業従事者)の育成に取り組む者	令和4年度に65歳未満の者に30日以上農業に従事させた。または、令和5年度内に確実と見込まれること
	後継者(オペレーター)の育成に取り組む者	令和4年度に65歳未満の者に3日以上オペレーターとして従事させた。または、令和5年度内に確実と見込まれること
広域連携タイプ	基幹的地域農業法人化(※2)に取り組む者	令和7年度までに基幹的地域農業法人となることが確実と見込まれること。または、集落営農組織を設立して3年以内の組織で、組織設立5年以内に法人化する計画を有していること。
	広域連携に取り組む者	令和4年度に複数経営体の統合等により法人になっていること。または、令和5年以内に確実と見込まれること。
組織化タイプ	法人化を有しない集落営農組織に取り組む集落	集落営農組織を設立して3年度以内、または令和5年度内に法人格を有しない集落営農組織の設立が確実と見込まれること
	組織の継承のための代表を5歳以上若く、かつ65歳未満の者に代表を継承する集落営農組織	令和4年度内に代表を継承した、または令和5年度内に確実と見込まれること

集落営農組織の法人化の意向が規約等客観的な資料で確認できること

※1：次に掲げる**全て**の要件を満たす雇用契約により雇用就農者を1人以上増加させることをいう。

- 本事業終了後も雇用が継続されることを前提とした無期雇用であること。
- 常勤(週35時間以上で継続的に労働すること。)で期間の定めがないものであること。
- 当該雇用就農者に、その法人が行う農業(農畜産物を原材料として使用する製造又は加工、農畜産物の貯蔵・運搬又は販売、農業生産に必要な資材の製造、農業の受託を含む。)及びこれに関連する事業(営業等を含む。)に年間150日以上従事させるものであること。

※2：次のいずれかの要件を満たす広域集落営農法人

- 経営規模が概ね50ha以上であること
- 3名以上の常時従事者を有すること
- 平均的な年間農作物販売金額が概ね5,000万円以上であること